

人閣議第	二三二九号	案
平成	九年一〇月二三日	起
裁可	上奏	決定
平成	九年一〇月二四日	平成
九九年一月三一日	平成	年月日
	施	行
	平成	年月日

内閣總理大臣

東

内閣官房長官

西

内閣参事官

添

下 稲 葦	國 務 大 臣	島 村	國 務 大 臣	瓦	國 務 大 臣	龜 井	國 務 大 臣
小 渕	國 務 大 臣	堀 内	國 務 大 臣	上 杉	國 務 大 臣	久 間	國 務 大 臣
三 塚	國 務 大 臣	藤 井	國 務 大 臣	小 里	國 務 大 臣	鈴 木	國 務 大 臣
町 村	國 務 大 臣	自 見	國 務 大 臣	尾 身	國 務 大 臣	谷 垣	國 務 大 臣
小 泉	國 務 大 臣	伊 吹	國 務 大 臣	大 木	國 務 大 臣	村 岡	國 務 大 臣

最高裁判所長官三好 達は裁判所法第五十条の規定により十月三十日定年退官となりますので、
その後任として、内閣は最高裁判所判事山口 繁を最高裁判所長官に指名し、左のとおり閣議
決定の上上奏致したい。

最高裁判所判事 山口

繁

最高裁判所長官に任命する

裁判所								
年号		出生地		現住所		本籍		
月	日	年月日	出生の	姓	氏名	昭和七年一一月四日	山やまぐちしげる	
項	序	名	旧氏名	年月日	出生の	姓	氏名	昭和七年一一月四日
"	"	"	"	"	"	"	"	"
五	"	四	"	"	"	三〇	二九	一〇
一〇	"	一	"	"	六	三一	二八	二四
簡易裁判所判事に兼ねて任命する	大分地方裁判所判事補に補する	兼ねて岡山家庭裁判所判事補に補する	岡山地方裁判所判事補に補する	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	京都大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会
内閣	"	"	"	最高裁判所	最高裁判所	内閣	内閣	内閣

裁判所										年号	月	日	事項	最高裁判所	序名
昭和三五	昭和三六	昭和三七	昭和三八	昭和三九	昭和四〇	昭和四一	昭和四二	昭和四三	昭和四四						
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	大分簡易裁判所判事に補する					
四二										判事補の職權の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する					
四	"	"	"	"	"	"	"	"	"	東京地方裁判所判事補に補する					
五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する					
裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる判事	札幌高等裁判所函館支部勤務を命ずる	札幌高等裁判所判事の職務代行を命ずる	兼ねて函館家庭裁判所判事補に補する	函館地方裁判所判事補に補する	裁判所書記官研修所教官に充てる	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	東京簡易裁判所判事に補する	裁判所書記官研修所教官に充てる	最高裁判所	内閣	"	"	"	"	山口繁
	"	"	"	"	"	"	"	"	"						

裁判所							年号	月	日	事項	序名	山口繁
昭和四七	四	一	"	"	"	"						
"	"五一	"四九	"五	"五	"一	"一五	"	"五	"一	裁判所書記官研修所教官に充てることを解く		
"	六	五	一	一	一	最高裁判所事務総局民事局第三課長を免じ	最高裁判所事務総局民事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局第三課長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を命ずる	最高裁判所書記官研修所事務局長の兼務を免ずる	最高裁判所	
二五						兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局民事局第三課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局民事局第一課長を命じ	最高裁判所事務総局民事局第三課長を命ずる	最高裁判所書記官研修所教官に充てることを解く	最高裁判所	
法制審議会幹事を免ずる	最高裁判所事務総局広報課付兼務を免ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局民事局第三課長兼務を免ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を命じ	最高裁判所書記官研修所教官に充てることを解く	最高裁判所書記官研修所教官に充てることを解く	最高裁判所書記官研修所教官に充てることを解く	最高裁判所書記官研修所教官に充てることを解く	最高裁判所書記官研修所教官に充てることを解く	最高裁判所	
法務省	最高裁判所			"	法務省	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所

4丁

7丁				裁判所				年号			月日			事項		法務省		山口繁	
平成元	一一	一二	三〇	"六三	"四	"一	"	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局総務局長を命ずる	最高裁判所事務総局総務局長を免ずる	甲府地方裁判所判事に補する	甲府地方裁判所長を命ずる	兼ねて甲府家庭裁判所判事に補する	甲府家庭裁判所長を命ずる	最高裁判所	内閣	法務省	山口繁	
東京高等裁判所判事に補する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会少年法部会委員を免ずる	法制審議会強制執行制度部会委員を免ずる	"			"	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	最高裁判所事務総局総務局長を命ずる	最高裁判所事務総局総務局長を免ずる	最高裁判所事務総局総務局長を命ずる	最高裁判所事務総局総務局長を免ずる	最高裁判所	内閣	法務省	山口繁	

裁判所										年号	月	日	事項	最高裁判所	序名	山口繁
8丁																
				"	"	"			"	二	三	一	一部の事務を総括するものに指名する			
				九	六								最高裁判所			
				三	"	三			六	一	一	一部の事務を総括するものに指名する				
				一〇	"	三			四	一	一部の事務を総括するものの指名を解く					
													司法研修所教官に充てる			
													司法研修所長に補する			
													高等裁判所長官に任命する			
													福岡高等裁判所長官に補する			
													最高裁判所判事に任命する			
													内閣	最高裁判所	内閣	